

平成28年度 第1回

在宅医療・介護連携推進に関する会議

資料 2

議 事

- ・在宅医療・介護連携推進に関する会議
について

在宅医療・介護連携推進に関する会議について

1 取組みの背景

- 75歳以上の高齢者は、慢性疾患による受療が多く、要介護や認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護を必要とする状況になることが多い。
- 団塊世代が75歳以上となる2025年を目処に、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で長く生活できるよう、在宅医療と介護が一体的に提供される支援体制が求められる。
- こうした状況を受け、在宅医療と介護の連携推進に関しては、平成27年の介護保険法改正により、市町村が主体的に取り組むものとして、同法の地域支援事業に新たに位置付けられた。(在宅医療・介護連携推進事業)
- 具体的には、地域の医療・介護資源の把握、在宅医療と介護の連携の課題抽出と対応策の検討、在宅医療・介護連携に関する相談支援などからなる8つの取組み項目で構成されている。

2 会議設置の趣旨

- 第四次北九州市高齢者支援計画で策定した計画内容に基づく取組みとして、地域包括支援センターを中心とした身近な相談と支援体制の充実を図るという観点から、在宅医療・介護の連携推進に関しては、これまで「地域包括支援に関する会議」の中で検討を行ってきたところである。
- 在宅医療と介護は、地域包括ケアシステムを構成する重要な要素であるとともに、システム構築に向けての鍵を握る「在宅医療・介護の連携」について、更なる取組みを推進する見地から、現状と課題を踏まえた対応策や取組の評価方法等について、地域の関係者を交えた十分な議論を行うことにより、今後に向けた施策の強化を図るため、新たに独立した会議体として設置したもの。

3 目的

在宅医療と介護の連携推進に関する本市の課題とその対応策等について、専門的・技術的な見地及び当事者の視点を踏まえた検討を行い、その内容を施策等に反映させることにより、本市における在宅医療・介護連携の着実な推進を図る。

あわせて、在宅医療・介護連携の視点を踏まえた、2025年を目処とする、本市の在宅医療提供体制の強化に向けて、課題や対応策等に関する検討を行う。

4 当会議において意見聴取等を行う事項

在宅医療と介護の連携推進及び在宅医療提供体制の強化に関して、以下に掲げる事項。

- (1) 介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業である「在宅医療・介護連携推進事業」の取組みに関する事
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業の運営に関する事
- (3) 在宅医療提供体制に関する事
- (4) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの

5 事務局

保健福祉局地域医療課に置く。